一七〇三・九〇	その他のもの						
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの						
	その他のもの						
	飼料用のもの						
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。						
	その他のもの						
一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）						
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）						
一七〇四・九〇	その他のもの						
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）						
	その他のもの						